

核融合科学研究所特別研究員規則

制 定 令和2年8月 4日 核研規則第3号

最終改正 令和6年3月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「研究所」という。）が、将来の我が国の核融合研究を牽引する、高い研究能力と管理能力を備えた研究者を育成する制度について定めるものである。本制度が対象とする大学院博士後期課程の大学院生は、採用期間中に、学位論文研究に必要な研究能力とともに核融合研究分野全体を俯瞰する能力、マネジメント能力、国際性を身に着ける。修了後はITER計画や原型炉計画等の国際プロジェクトを含む様々な核融合関連プロジェクトのリーダーとして活躍することが期待される。

(名称)

第2条 この規則に基づき採用する特別研究員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特別研究員Ⅰ

(2) 特別研究員Ⅱ

2 前項に規定する特別研究員の適用は、次に定めるところによる。

(1) 第1号の適用を受ける者 特別研究員に採用された者のうち総合研究大学院大学先端学術院核融合科学コース（以下「核融合科学コース」という。）に入学又は在学する者

(2) 第2号の適用を受ける者 特別研究員に採用された者のうち、核融合科学コース以外の大学院に入学又は在学する者

(応募資格)

第3条 特別研究員に応募できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 理工学系の大学院博士前期（修士）課程を修了し、修士の学位を有する者、採用日前日までに修士の学位を取得する見込みの者又は修士の学位を有する者と同等の学力があると認められる者で大学院博士後期課程に進学又は進級を希望する者

(2) 修士学位取得後5年以内の者

(3) 英語検定等において、TOEIC 586点以上、TOEFL-iBT 61点以上、英語検定2級以上のいずれかのスコアを取得している者

(4) 研究活動全般を日本語で遂行できる能力を有する者

(5) 特別研究員修了後も、日本における核融合に係る研究開発に貢献する意欲を持つ者

(採用期間)

第4条 特別研究員の採用期間は、原則5年以内とする。

(選考基準)

第5条 特別研究員の選考基準は、次の各号に掲げる事項について評価するものとする。

- (1) 研究意欲
- (2) 専門的知識
- (3) 独創性
- (4) 表現能力
- (5) 研究者としての適性
- (6) 日本語及び英語によるコミュニケーション能力

2 その他、選考に際し必要な事項は別に定める核融合科学研究所運営会議特別研究員選考委員会（以下「委員会」という。）が定める。

(選考手順)

第6条 特別研究員の選考にあたり、第3条各号に掲げる応募資格を満たさない者は選考の対象としない。

- 2 特別研究員の選考にあたっては、委員会が行う。
- 3 特別研究員は、委員会が作成した募集要項により公募するものとする。
- 4 特別研究員の選考は、原則書類審査及び面接試験（以下「審査等」という。）によるものとし、委員会が認める場合は審査等の一部を省略することができる。
- 5 委員会は、特別研究員の採用候補者の審議終了後、選考の結果を速やかに核融合科学研究所運営会議（以下「運営会議」という。）へ報告し、承認を得るものとする。
- 6 特別研究員の決定は、運営会議の議に基づき、所長が行う。

(経済支援)

第7条 特別研究員に採用された者には、採用期間中、第2条第1項に定める区分に応じた経済支援をすることができる。

- (1) 特別研究員Ⅰの適用を受ける者は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成23年通則第5号。以下「年俸制職員就業規則」という。）第2条第1項第2号に規定する特任研究員として雇用し、給与を支給する。
 - (2) 特別研究員Ⅱの適用を受ける者は、博士の学位を取得するまでの間、奨励金を支給し、博士の学位を取得した翌月より年俸制職員就業規則第2条第1項第2号に規定する特任研究員として雇用し、給与を支給する。
- 2 前項に規定する給与又は奨励金の額は次に定めるところによる。
- (1) 特別研究員Ⅰの適用を受ける者の給与は、博士の学位を取得するまでの間、年俸制職員就業規則別表第1特任教員等年俸表11号俸とし、博士の学位を取得した翌月より21号俸に改定する。
 - (2) 特別研究員Ⅱの適用を受ける者の奨励金は、月20万円とし、博士の学位を取得した翌月より特任研究員として採用された場合の給与は、年俸制職員就業規則別表第1特任教員等年俸表21号俸とする。

3 特別研究員として次条に定めるプログラムに参加することができない場合、その他特別の事情を有する場合の給与又は奨励金の取り扱いは、別に定めるものとする。

4 特任研究員として雇用されている間は、特別助教の称号を付与するものとする。

(プログラム)

第8条 特別研究員は、自身の研究を実施するほか、研究所が定めたプログラムを全て受講しなければならない。

2 当該プログラムは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号）第44条に規定する研修として扱うものとし、特別研究員Ⅱの適用を受ける者で博士号の学位を取得する間に受講したプログラムについても研修に準じたものとみなして扱うものとする。

3 前項に定めるプログラムを修了した者には、特別研究員制度修了証を授与し、人事記録へ登載するものとする。

(業績評価)

第9条 特別研究員は、毎年度の業績に係る報告を提出するものとする。

2 特別研究員の業績評価は、特別研究員成果報告会において実施する。

(実施細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、特別研究員の実施に関し必要な事項は、運営会議の議を経て別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。